

住居確保給付金のしおり (抜粋)

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

生活自立支援センター（自立相談支援機関）

◆酒田市にお住まいの方は、
生活自立支援センターさかた
酒田市新橋2丁目1番地の19
(酒田市地域福祉センター内)

電話 0234(25)0350

FAX 0234(24)6299

メール jiritsu@sakata-shakyo.or.jp

(窓口・電話は平日8:30～17:15)

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止（以下「離職等」）、又は個人の責任・都合によらない就業機会の減少により離職と同程度の状況（以下「個人の都合によらない減収」）により経済的に困窮している方であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として家賃相当額を支給するとともに、生活自立支援センター（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

35千円（単身世帯） 42千円（2人世帯） 46千円（3人以上世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①離職等、又は個人の都合によらない減収により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある。
- ②申請日において、離職等の日から2年以内、又は個人の都合によらない減収の状況にある。
- ③離職前に、主たる生計維持者であった（離婚等により主たる生計維持者となった場合含む）。
- ④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	7.9万円	＋ 家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	94万円
2人	11.7万円		140万円
3人	14.5万円		174万円
4人	18万円		216万円
5人	21.5万円		258万円

- ⑤申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の金融資産（預貯金等）合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	47.4万円
2人	70.2万円
3人	87万円
4人以上	100万円未満

- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

月収が基準額（上記の表）以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
月収が基準額（上記の表）を超える方は以下の数式により算定された額

住居確保給付金支給額 = 家賃額※ - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※ 家賃額は住居確保給付金基準額（地域によって異なる）を上限
（酒田市・庄内町・遊佐町は）

単身世帯：35千円、2人世帯：42千円、3人以上世帯：46千円

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書類
 - ・生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
 - ・住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）または入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）
 - ・求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）
- ② 賃貸契約書のコピー
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ④ 離職等の日から2年以内、又は個人の都合によらない減収の状況にあることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者等であることが確認できる何らかの書類）
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑥ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑦ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

※令和2年4月30日の改正により当面の間、申請時点でのハローワークへの登録は不要になりました。詳しくはお問い合わせください。